

(1) スクールミッション

全国有数の工業地域に立地し、100年近い歴史を有し地域を支える有用な人材を輩出してきた全日制普通科高校として、多様な生徒一人ひとりの個性と地域のニーズに対応したコース制による学習や、校訓「勉学」「礼儀」「積善」を教育実践に生かし、心身ともに健全で実践力と創造力を持った地域に貢献できる人材の育成を目指す。

(2) スクールポリシー

グラデュエーション・ポリシー

- 自らを律しつつ、広い視野を持ち、地域に貢献できる実践力と創造力を育みます。
- 基礎・基本を身に付け、主体的に判断し、自己の進路目標を達成する能力を育みます。
- たくましく生きるための心身と多様な個性を認め、深く感動することができる豊かな人間性を育みます。

カリキュラム・ポリシー

- 基礎・基本を大切にした確かな学力の育成を目指します。
- コース等の編成を生かしながら自己目標を達成するための知識・技能の習得を目指します。
- 保護者や地域等と連携しながら、実践的に地域に貢献できる人材の育成を目指します。
- 個別学習・協働学習を推進し、課題解決できる実践力と創造力の育成を目指します。

アドミッション・ポリシー

- 主体的に学ぶ意欲のある生徒。
- あきらめずに挑戦する意欲のある生徒。
- 特別活動及び部活動の充実を通して豊かな人間性を育みたい生徒。

(3) 各学年の目標

本校では、目指す生徒像の実現のため、各学年での達成目標を掲げています。

第1学年は、「自己を探す1年」です。

達成目標は、「新居高生として求められる挨拶、服装、礼儀などの体得」と「学習習慣の確立と基礎的基本的学習内容の習得」です。

第2学年は、「自己を拓く1年」です。

達成目標は、「コース制の学習をとおして自分の可能性の発見」と「部活動、生徒会活動の中心としての役割と責任の自覚」です。

第3学年は、「自己実現の1年」です。

達成目標は、「自己の目標を達成するための知識や技能の習得」と「責任ある社会人として求められるマナーや思考力、判断力、表現力の育成」です。

各学年での目標を達成することで、それぞれが選んだ進路にふさわしい力と自分のあり方に自信と誇りを持った社会人・学生として本校を卒業します。新入学生は、第1学年の目標をまずは1年間で達成しなければなりません、それから先の第2学年、第3学年の目標も視野に入れて学校生活を送ってください。

(4) 連携と交流

本校は、保護者・地域・企業・大学との **連携** と幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校との **交流** に力を入れています。特に保護者の皆様との連携は重要です。学校教育は保護者の皆様の御理解と御協力なしには進めることができません。

2 世界に向けて開かれた視野を持ち、個人として自立し、さまざまな人々と協働できる生徒を育むために

(1) 3本の柱とその土台

本校教育の第1の柱は、「自らを律しつつ、広い視野を持ち、社会に貢献する心をはぐくむ」ことです。本校では日々のあらゆる活動を通して、生徒が基本的な生活習慣を確立するための指導を行っています。こうした指導は、生徒が進学や就職する際に企業や上級学校から高く評価され、本校の特色となっています。

第2の柱は、「基礎・基本を確実に身に付け、主体的に判断し、自己の進路目標を達成する能力を育む」ことです。授業改善に努め、確かな学力を育むとともに、コース制の充実により多様化する進路目標に応えます。

第3の柱は、「部活動や特別活動に積極的に取り組み、たくましく生きるための心身と他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育む」ことです。全日制課程、定時制課程ともに熱心な指導のもとに生徒が主体的に行動し、充実した活動を行っています。

こうした、3つの柱を支える土台となるのが、「公正・公平に職務を遂行し、開かれた学校運営を推進する」ことです。本校は、保護者・生徒へのアンケート等により教育内容を点検し、改善を図っています。また、皆様の御意見、御提言を学校運営や広く県の行政に反映させるために「県民の声担当」を設けるとともに、セクハラ相談員を指定して生徒への周知を図り、教職員に問題があった場合には相談するように伝えています。

(2) 生活指導の基本的な考え方

本校では日々のあらゆる教育活動を通して、生徒が基本的な生活習慣を確立するための指導を行っています。その具体的な指導内容を以下に示します。

- ・ 保護者と連携した毅然とした指導を通して、規範意識を育む。
- ・ 教職員の共通認識に基づく日常的な指導・助言により、挨拶、礼儀、正しい身なりを身に付けさせる。
- ・ 生徒の特性に応じた指導を通して、学校生活における充実感や達成感を育む。
- ・ 奉仕活動を通して、よりよい社会づくりに参画する心を育む。

(3) 問題行動・いじめへの対応

教職員は生徒を思いやる指導を心掛け、生徒の学校生活を充実させる手立てを尽くしますが、窃盗、暴力等の問題行動やいじめに対しては、県教育委員会等と連携し、厳格な対応をします。

「特別指導」については、20ページに記されています。

いじめへの対応については、10ページに記されています。「いじめは人間として絶対に許されない行為である」との共通認識の下、学校全体で指導・対応をします。

(4) 学校と家庭、地域の連携、協力

「教育基本法」第13条には、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。」とあります。学校と家庭、地域が連携、補完し合い、ともに生徒の育成に当たるという考えに立って、新居高校の人づくりを進めます。新居高校の人づくりには、地域や保護者の皆様との連携が不可欠です。